

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

○ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十九条第一項の法人を定める政令の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 24 年 6 月 13 日 本紙第 5820 号 2 ページ
【法令番号】	平成 24 年 6 月 13 日 政令第 161 号
【管轄省庁】	経済産業省
【施行期日】	平成 24 年 7 月 1 日から施行
【制定の根拠】	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 6 条第 3 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。） 、 第 17 条第 1 項及び第 3 項並びに附則第 9 条第 1 項
【法令のあらまし】	<p><u>I. 改正の趣旨</u></p> <p>「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」では、電気事業者が再生可能エネルギー電気を調達するために支払った費用は、賦課金として電気の全使用者に対して電気の使用量に応じて請求することができることと規定されている。他方、電力の使用量が著しく大きい事業者や東日本大震災の被災者に対しては、一定の要件を満たした場合に賦課金の減免が受けられる旨が規定されている。</p> <p>この改正は、賦課金の減免に係る具体的な要件及び所要の事項について定めるものである。</p> <p><u>II. 内容</u></p> <p>1 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十九条第一項の法人を定める政令」（平成 23 年政令第 362 号）の題名を「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令」（以下「施行令」）に改める。</p> <p>2 再生可能エネルギー発電の認定に係る申請がバイオマス発電であるときは、発電に使用するバイオマスに応じて関係大臣に協議することとしており、当該バイオマス及び当該バイオマスについて協議する関係大臣についてそれぞれ規定する。（施行令第 1 条関係）</p>

[1]

3 賦課金の減免に係る特例 ([施行令第2条](#)関係)

(一) 賦課金減免の要件

電力使用量が極めて大きい事業者に対する賦課金を減免する。

(1) (a) 製造業に属する事業者にあつては、当該事業者の売上高 1000 円当たりの電力使用量 (kWh) (以下「原単位」) が、製造業全体における原単位の平均値の 8 倍を超えること

(b) 非製造業については、当該事業者の原単位が、非製造業全体における原単位の平均値に経済産業大臣が定める倍率を乗じた値を超えること

(2) 当該事業を行う事業所が、年間 100 万キロワット時 (kWh) 以上の電気の使用がある場合、当該事業所について減免の対象とする。

(二) 減免割合

認定を受けた事業所に対する賦課金の減免割合は 100 分の 80 とする。

4 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の施行後 9 か月間、賦課金が免除されることとなっている東日本大震災により被害を受けた電気使用者は、次に掲げる者とした。

(施行令附則第 2 項関係)

(一) 東北地方太平洋沖地震により事務所等に損害を受けたことにつき市町村長等から証明を受け、当該事務所等又はこれらに代えて用いられる事務所等において電気を使用している旨を電気事業者に申し出た者

(二) 警戒区域等に所在する事務所等において電気を使用する者

(三) 警戒区域等が設定された日において当該警戒区域等に所在する事務所等において電気を使用していた者等であつて、当該事務所等に代えて用いられる事務所等において電気を使用している旨を電気事業者に申し出た者

5 [電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行令](#) (平成 14 年政令第 357 号) の廃止及びそれに伴う所要の経過措置について規定を設ける。(改正令附則第 2 項及び第 3 項関係)

WestlawJapan 法令あらまし

【改正される法令】	<ul style="list-style-type: none">・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十九条第一項の法人を定める政令（平成23年政令第362号）・ 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行令（平成14年政令第357号） * 廃止
-----------	---